

「魚津市犯罪被害者等支援条例」が制定されました

令和6年12月20日開催の魚津市議会本会議において、犯罪被害者等支援条例に関する議案が全会一致で可決され、同日（令和6年12月20日）施行されました。

本条例では、主な施策として

- ・ 相談及び情報の提供等
- ・ 日常生活の支援
- ・ 居住の安定
- ・ 経済的負担の軽減（遺族支援金30万円、重傷病支援金10万円）

等が規定されました。

県内市町村における犯罪被害者等支援条例の制定は、滑川市、舟橋村、魚津市の2市1村となりました。